

平成31年度

海上保安庁関係予算配分概要

目 次

I. 平成31年度船舶交通安全基盤整備事業予算配分方針	1
II. 平成31年度予算配分総括表	1
III. 事業別概要	2
IV. 管区海上保安本部等別配分額	4
V. 配分箇所具体事例	5

平成31年3月

I. 平成31年度船舶交通安全基盤整備事業予算配分方針

平成31年度船舶交通安全基盤整備事業については、「経済財政運営と改革の基本方針2018」等の政府が掲げる基本的施策の考え方に沿うとともに、重要インフラの緊急対策のための事業等に重点的に配分する。

(1) 航路標識の防災対策

平成30年度の台風や北海道胆振東部地震等最近の自然災害に鑑み、「重要インフラの緊急点検」を行い、航路標識の海水浸入防止対策、予備電源設備の整備を実施する。

また、今後予想される大規模地震・津波等の災害発生時において、海上輸送ルート
の安全確保を図るため、船舶の安全な航行に不可欠な航路標識の耐震補強、耐波浪補強を実施する。

(2) 航路標識の機能維持等

航路標識は船舶交通の安全確保に欠かせない公共施設であり、常に標識機能を確保し続ける必要があることから、老朽化した施設や機器の補修、更新及び機能強化等必要な整備を実施するほか、定期的な灯浮標の交換等を実施する。

(3) 巡視船等基地の整備

海上保安体制の強化に伴い、巡視船等の増強に不可欠である基地整備を実施する。

II. 平成31年度予算配分総括表

[総事業費]

(単位：百万円)

区分	直轄					
	本省配分		一括配分		計	
		防災・減災、国土強靱化のための緊急対策		防災・減災、国土強靱化のための緊急対策		防災・減災、国土強靱化のための緊急対策
船舶交通安全基盤整備事業	9,181	806	0	0	9,181	806

Ⅲ. 事業別概要

船舶交通安全基盤整備事業

456箇所 事業費 9,181百万円

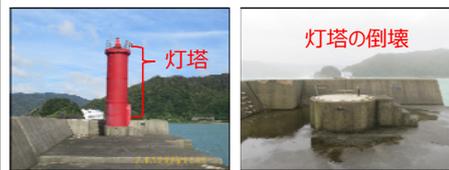
(1) 航路標識の防災対策

重要インフラ緊急対策

平成30年の台風20号、21号及び24号の暴風・波浪の影響により、神戸和田岬防波堤灯台の損壊や名瀬港西防波堤灯台の倒壊などの事故が発生したことを踏まえ、損壊・倒壊に至った原因を調査するとともに、全国の灯台について緊急点検を行い、海水等によるステンレス製ボルトの隙間腐食が確認された灯台について、海水等の影響を遮断する対策等を実施する。

<倒壊事例>

名瀬港西防波堤灯台（台風24号）



<改修方法（対策）>



航路標識の耐震補強、耐波浪補強

今後予想される大規模地震・津波等の災害発生時において、海上輸送ルート of 安全確保を図るため、船舶の安全な航行に不可欠な航路標識の耐震補強、耐波浪補強を実施する。



▲鉄筋コンクリート等を用い建物の耐震性能を確保する。

耐震補強



▲鉄筋コンクリートを用い建物の耐波浪強度の低下を予防する。

耐波浪補強

(2) 航路標識の機能維持等

航路標識は船舶交通の安全確保に欠かせない公共施設であり、常に標識機能を確保し続ける必要があることから、老朽化した施設や機器の補修、更新及び機能強化等必要な整備を実施するほか、定期的な灯浮標の交換等を実施する。



老朽施設の補修



老朽化し障害が発生している航行援助システム機器等の更新を行う。

老朽機器の更新



標識機能維持のため、灯浮標の標体・機器・係留具を交換整備する。

灯浮標の交換整備

(3) 巡視船等基地の整備

海上保安体制の強化に伴い、巡視船等の増強に不可欠である基地整備を実施する。



▲巡視船等が安定的に係留する栈橋を整備する。

栈橋整備



▲巡視船等が安定的に係留する岸壁を整備する。

岸壁整備



▲巡視船等の物品を保管する保管庫を整備する。

船艇用品庫整備



▲巡視船等に給水する設備を整備する。

給水設備整備



▲巡視船等に給電する設備を整備する。

陸上電源設備整備

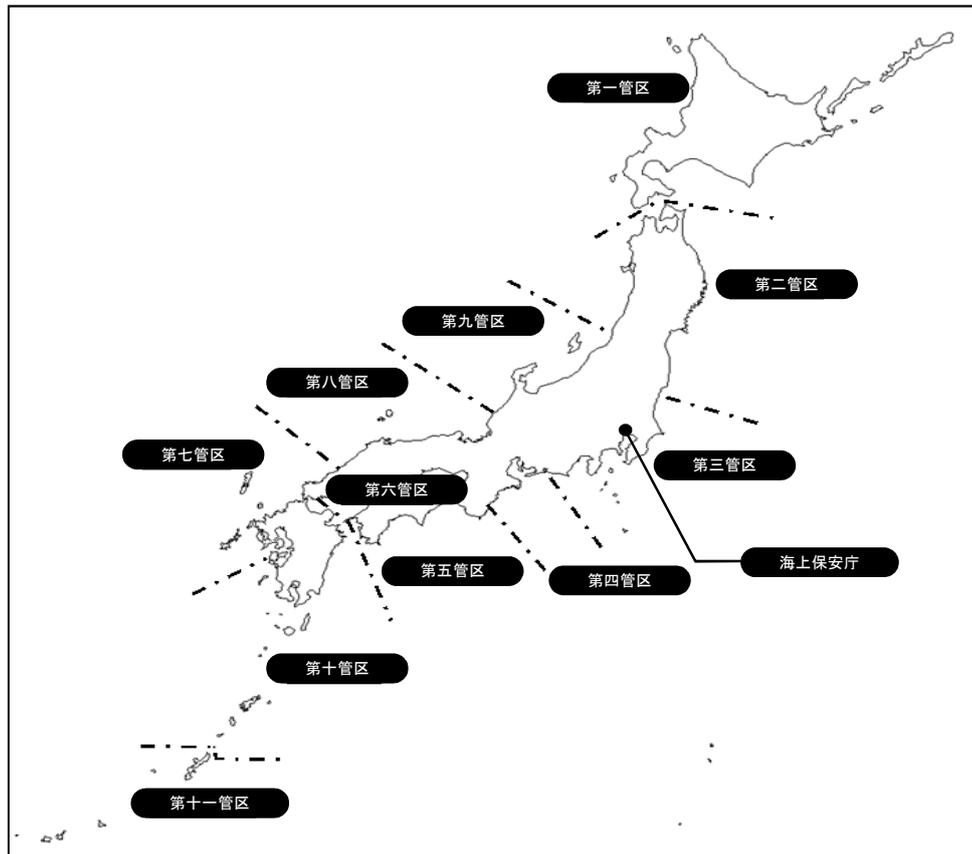
IV. 管区海上保安本部等別配分額

[直轄事業]

区 分	事業箇所数 (箇所)		船舶交通安全基盤整備事業 (百万円)		対前年度倍率
		防災・減災、国土強靱化のための緊急対策		防災・減災、国土強靱化のための緊急対策	
海上保安庁	1	0	291	0	0.44
第一管区 海上保安本部	40	29	394	124	0.76
第二管区 海上保安本部	29	18	362	75	0.68
第三管区 海上保安本部	35	11	1,200	68	1.34
第四管区 海上保安本部	29	9	482	53	0.50
第五管区 海上保安本部	43	25	705	109	0.85
第六管区 海上保安本部	72	16	1,248	75	1.28
第七管区 海上保安本部	87	14	675	91	0.64
第八管区 海上保安本部	31	17	1,005	62	2.17
第九管区 海上保安本部	33	21	260	86	1.22
第十管区 海上保安本部	40	11	1,534	63	2.42
第十一管区 海上保安本部	17	0	1,025	0	2.15
合 計	456※	171	9,181	806	1.12

補助事業はなし

※海上保安庁、第三管区間の重複事業箇所1箇所減算



V. 配分箇所の実体事例

都道府県名	箇所名	配分額	事業概要
愛媛県 宇和島市	大良崎船舶交通安全 基盤整備事業	百万円 72	今後予想される大規模地震等災害発生時において、海上輸送ルートの安全確保を図るため、大良崎灯台の耐震補強を実施する。
愛媛県 今治市	来島海峡航路船舶交通安全基盤整備事業	636	船舶通航信号所は船舶交通の安全確保に欠かせない公共インフラ施設であり、常に標識機能を確保し続ける必要があることから、老朽化した今治船舶通航信号所の機器の更新を実施する。
鹿児島県 鹿児島市	鹿児島港船舶交通安全基盤整備事業	1,006	海上保安体制の強化に伴い、鹿児島港に巡視船等基地を整備する。